## 平成22年2月定例会

# 農林商工委員会

(所管事項関係)

提出資料

平成22年2月農林水産部

# 目 次

1	. 平成22年度 農林水産部の組織体制について[農林政策課]
2	.「新たな農林水産ビジョン」(農林水産業・農山漁村振興基本計画) の策定について[農林政策課]
3	. 集落営農組織の法人化に向けた進捗状況と今後の 支援対策について[農林政策課]
4	. グリーン・ツーリズム活用型雇用創出事業について [ 農山村振興課 ]
5	. 平成21年度における農用地の土壌汚染防止対策に関する調査結果と 今後の対策について[水田総合利用課]

## 1. 平成22年度 農林水産部の組織体制について

農林水産部

#### 1.組織改正の概要

次のとおり組織改正を行う。

### (1) 「農林水産技術センター」の移管

学術国際部(科学技術課)で所管している「農林水産技術センター」を農林水産部 (農林政策課)に移管する。

#### (2) 課の名称変更

「秋田の食販売推進課」を「流通販売課」に名称を変更する。

「秋田スギ振興課」を「林業木材産業課」に名称を変更する。

「水と緑の森づくり課」を「森林整備課」に名称を変更する。

#### 2. 農林水産部の新旧組織

平成21年度(9課2室)	改正内容	平成22年度(9課2室)
農林政策課	(農林水産技術センター所管)	農林政策課
農林政策課団体指導室		農林政策課団体指導室
農山村振興課		農山村振興課
秋田の食販売推進課	(名称変更)	流通販売課
水田総合利用課		水田総合利用課
農畜産振興課		農畜産振興課
農畜産振興課家畜生産対策室		農畜産振興課家畜生産対策室
農地整備課		農地整備課
水産漁港課		水産漁港課
秋田スギ振興課	(名称変更)	林業木材産業課
水と緑の森づくり課	(名称変更)	森林整備課

## 2.「新たな農林水産ビジョン」(農林水産業・農山漁村 振興基本計画)の策定について

農林政策課

平成22年4月から「ふるさと秋田元気創造プラン」(仮称)がスタートすることなどを踏まえ、「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」に基づく計画として、新たな農林水産ビジョンを平成22年6月を目途に策定する。

#### 1 見直しの背景

- ・ 県政の新たな指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」(仮称)の策定
- ・ 国の「食料・農業・農村基本計画」の見直し、「森林・林業再生プラン」の策定等に向けた動き

#### 2 今後のスケジュール(予定)

- ・ 2月下旬 検討素案の策定
- ・ 3月上旬 県議会への検討素案の説明
- ・ 3月下旬~ 食料・農業・農村基本計画の見直し内容等の反映
- ・ 4月~5月 県民意見の反映
- ・ 6月 県議会への報告及び公表

## 〔参考〕「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」(平成15年3月11日秋田県条例 第38号) 一部抜粋

第九条 知事は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本的な計画(以下この条において「農林水産業・農山漁村振興基本計画」という。)を定めなければならない。

#### 1~3(省略)

- 4 知事は、農林水産業・農山漁村振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを県議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 県議会は、農林水産業・農山漁村振興基本計画について、必要があると認めると きは、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の 趣旨を尊重するように努めるものとする。
- 6 前三項の規定は、農林水産業・農山漁村振興基本計画の変更について準用する。

## 3.集落営農組織の法人化に向けた進捗状況と 今後の支援対策について

農林政策課

- 1 集落営農組織の法人化へ向けた進捗状況(平成21年度)
  - (1) 担い手の育成・確保状況について

認定農業者数(12月末) 10,255経営体

(うち個別経営体 9,970)

集落営農組織 (1月末) 607組織

(うち集落型農業法人 102)

(2) 1月末までに設立総会を終えた集落型農業法人 11法人

・(株)あぐりっこ大館(大館市)

・(農)山のロハス(湯沢市)

・(株)ほっと奈曽(にかほ市)

・(農)山田(由利本荘市)

・( 株 ) アグリエコシステム ( 大仙市 )

・(農)九升田ファーム(大仙市)

・(農)大茂内(大館市)

・(農)杉沢ファーミング(五城目町)

・(有)スーパーフライトアグリ(八峰町)

・(農)ファームカタバタ(由利本荘市)

・(農)柏農興(横手市)

(3) 3月末までに設立総会開催予定の集落型農業法人数 新たに育成・確保される集落型農業法人数(予定) 14法人 3月末までの集落型農業法人の累計(見込み) 116法人

(4) これまでの活動経過

重点支援対象組織の選定と支援計画の作成

- 特に支援が必要な組織を170組織(うち法人52)選定
- ・ 対象毎に支援計画書を作成し、計画的かつ効率的な支援活動を展開。

重点対象に対しては、年間3~15回程度、集落での会合へ出席し、法人化へ向けた協議を実施。

- 1集落1戦略団地推進事業による複合部門の取組支援
- ・ 集落営農組織157組織について、「儲かる経営実践圃」を設置し、複合部門の導入、定着に向けた支援活動を展開。

(地域振興局農林企画課担い手経営班員 40名)

- 2 平成22年度集落型農業法人の育成・確保対策について
  - (1) 集落型農業法人の設立支援について

集落営農の法人化や認定農業者を核とした農業法人の設立など、多様なルートからの法人設立を誘導し、集落型農業法人を年間30法人程度育成

設立間もない集落型農業法人や、経営発展に意欲的な農業法人を特に重点的に支援

#= @ O	集落営農組織						
振興局	計	集落型 法人	任意 組織				
鹿角	19	5	14				
北秋田	74	10	64				
山本	27	9	18				
秋田	52	12	40				
由利	136	9	127				
仙北	175	33	142				
平鹿	81	11	70				
雄勝	43	13	30				
合 計	607	102	505				

表 集落営農組織数(1月末)

#### 法人経営専門員の設置

・ 法人の設立・育成について豊富な経験やノウハウを持つ普及指導員やJA営農指導 員等のOBを法人経営専門員として配置、県内の法人化支援体制を強化

#### 重点支援対象組織の選定

- ・ 法人化を誘導すべき対象ついては、全県で約40組織を選定
- ・ 対象毎に法人化支援計画を作成し、計画的かつ効率的な支援活動を展開
- ・ 法人化へ向けた話し合いの進まない組織については、組織のあり方を見直し、検 討、地域や担い手の実情を踏まえ、担い手を中心とした組織への再編や、近隣集 落の法人への統合、複数の集落営農の合併による新たな組織化などへ誘導
- (2) 複合部門の導入・定着に対する支援

のばせ1集落1戦略団地推進事業(県)

儲かる実践圃で、これまでの技術支援に加え、経営改善やブランド化も含め総合的に支援

- 総合支援タイプ 全県20箇所(3年固定)
- ・ 複合化支援タイプ 全県90箇所(単年度)
- (3) 経営の多角化や規模拡大に対する機械・施設の導入支援

今こそチャレンジ"農業夢プラン応援事業(県)

・ 担い手の複合化・多角化に必要な機械や、集落型農業法人への稲作機械の導入 支援

地域水田農業支援緊急対策事業(県)

新規需要米やエダマメの生産拡大に必要な機械・施設の導入助成 経営体育成交付金(国)

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入支援 農畜産業機械等リース支援事業(国)

意欲ある農業者が必要とする農業機械等のリース導入支援 農業発、新ビジネス展開支援事業(連携ビジネス実践事業)(県) 自らが行う食品産業との契約取引や、加工品の開発などへの取組に支援

(4) 規模拡大や面的集積に対する支援

農地利用集積事業(国)

農地の利用集積面積に応じ、10a当たり2万円を交付

(5) 法人の設立や経営管理能力向上対策

農業発、新ビジネス展開支援事業(連携ビジネスサポート事業)(県)

- ・ 法人化へ向けた座談会、法人化研修会の開催
- ・ 税理士、社労士等による相談活動への支援
- (6) 他産業との連携支援

農業発、新ビジネス展開支援事業(農業法人等プラットフォーム整備事業)(県)

- ・ 他産業からのオファーに対応できる担い手群のプラットフォームを整備
- ビジネスにつながる実需者や専門家等とのマッチングや個別相談会の実施

# 平成22年度 集落営農・法人化の支援事業一覧

目 的		事	業 名	・事	業	概	要		補	助	率	実 施 主 体
		農地利用集積										
	(新規)	利用集	積交付金	して利用権 10a)を交付 交付金は 地の出し手	設定した <sup>は</sup> 。 農地利用・ や受け手	場合、農 集積円 に配分で	地の面積に	調整を行い、担い手に対 むじて交付金(2万円/ 川用調整経費のほか、農 に。		定額	<b>9</b>	
	農地利用集積事業	推進員	設置費	利用調整 費を助成。	を行うため	りの推進	員(コーディ	ネーター)の設置費と活動		定額	<b>[</b>	農地利用集積円滑化団体
農地の集積		農地引受支援										
を図りたい	(国)		受支援費		農経費の <sup>.</sup> 320千円/h	一部を助 na程度	助成(円滑化)	業法人が農地を借り受け 団体を通す必要があ		定額	· ·	」 「
		小規模支援費	基盤整備		団体が行	う小規模	草な基盤整備	設定された農地につい の経費を助成。		定額	Į	
		融資主体型補助	助	経営体が融資残の自己				設等を導入する場合、融		定額	<b>5</b>	地域担い手育成総合
	(統合新規) 経営体育成交付金									融資残		支援協議会等
188 LB 187 47 4	(H22 <b>予算額</b> 8,145百万円	集落営農補助		集落営農の	)組織化:	法人化に	こ必要な農業	用機械等の導入を支援。	(	定 額[1/2以[	· 为)	集落営農組織等
機械・施設を	(国)											
457(0)201		共同利用施設	補助		等に必要な			経営の規模拡大や複合 加工施設等の共同利用	(	定 額[1/2以[		市町村、JA、 農業者等の組織する団体等
	(統合新規) 農畜産業機械等 リース支援事業	経営体育成型		意欲ある農となる農業				的に促進するために必要		定 額 -ス料の1		民間団体
	(H22 <b>予算額</b> 2,742百万円 ( <b>国</b> )									3/101		(H21全農)
資金を借りたい	スーパー上資金等の金利 (国)	負担軽減措置			金につい	て、資金	を繰りに余裕 講じる。	ijり入れるス-パ−L及び農がない貸付当初5年間の	(X-N-L) 個人100百万 (近代化資金) 個人18百万円 金利負担軽減	、法人36 :幅:最大: (実質	百万円 2%の引下げ 無利子化)	それぞれ国の補助金(交付金含む)の交付決定を受けた 事業の補助残事業部分に当 てるために融通される資金は 対象外
							5		利子助成期間	:貸付当	初5年間	
	•								•			

目 的	事	業名事業	概要	補助率	実施 主体
法人を 設立したい	農業発新ビジネス展開支援事業 (新規:19,416千円) (県単)	連携ビジネス支援事業 (11,437千円)	地域振興局担い手経営班員が集落型農業法人の設立、経営発展を支援 県内2箇所(地域振興局)に法人経営専門員を 設置し、法人設立をサポート 法人化へ向けた座談会、法人化研修会の開催 税理士、社労士等への相談活動	定額	県
経営管理能力の向上を図りたい	地域農業を担う経営体発展支援事業 (1,783千円) (県単)	認定農業者等 育成支援事業 (新規:1,783千円)	認定農業者等、担い手の経営管理能力を図る ため、複式簿記の習得や経営分析等、各種研 修会を開催し、経営者の資質向上を図る	定額	県担い手協議会
複合部門を導入したい	のばせ1集落1戦略団地推進事業 (新規:15,070千円) (県単)		集落営農組織の複合の導入・定着を図るため、 技術・経営管理両面からフォローアップ活動を展開 し、戦略作目の導入や規模拡大など経営のさ らなる発展に向けた取り組みを支援	定額	県
経営の多角化を	農業発新ビジネス展開支援事業 (新規:19,416千円) (県単)	農業法人等 プラットフォーム整備事業 (2,009千円)	他産業からのオファーに対応できる担い手群からなるプラットフォームを整備するため、啓発活動を展開するほか、直接ビジネスにつながる実需者や専門家等とのマッチングや個別相談会を併せて実施	定額	県
図 <i>りた</i> い		他産業との連携 ビジネス実践事業 (5,000千円)	農業者自らが販売や加工、観光部門などを取り 組み、経営の多次元化を目指すなど、新たなビ ジネスに挑戦する農業法人等を支援 農業法人等の経営の多角化への助成	2 / 3以内	農業法人等
	<ul> <li>**ウこそチャレンジ** 農業夢プラン 応援事業 (400,000千円) (県単)</li> <li>地域水田農業支援緊急対策事業 (新規:500,000千円) (県単)</li> </ul>		集落型農業法人に対する稲作機械の導入支援	1 / 3以内	集落型農業法人 (設立後1年以内)
			担い手の複合化・多角化に必要な機械等の 導入支援	1 / 3以内	認定農業者 集落営農組織等
寺八〇にい		転作作物の拡大・定着に向けた条件整備への支援 (110,000千円)	転作作物の拡大・条件整備への支援 新規需要米やえだまめの生産拡大を行う場合 に必要とされる農業機械等の導入に要する経費 を助成	1 / 3以内	認定農業者 集落営農組織等
	地域水田農業支援緊急対策事業 (新規:500,000千円) (県単)	制度の普及·周知調整活動 (20,000千円)	市町村が行う農業者等への新制度の周知や各種調整活動に要する経費に対して支援	定額	市町村
転作作物 への支援	地域水田農業支援緊急対策事業 (新規:500,000千円) (県単)	助成金水準が低下している 転作作物への支援 (350,000千円)	国の助成水準が大幅に低下する「大豆」、「そば」、「地力増進作物」、野菜、花き等、「地域特認作物」に対して助成し、地域の特色、独自性を活かした産地づくり活動を支援	定額	地域水田農業 推進協議会
需要拡大への支援	地域水田農業支援緊急対策事業 (新規:500,000千円) (県単)	秋田米・えだまめの販路開 拓への支援 (20,000千円)	早期売り切りに特化した秋田米の新たな販売戦略の構築・実践や「えだまめの大産地躍進」のための販売推進対策の実践に対して支援	定額	JA等

## 4. グリーン・ツーリズム活用型雇用創出事業について

農山村振興課

グリーン・ツーリズムを活用した新たな雇用を創出するため、ふるさと雇用再生臨時対策基金を活用し、7団体1企業に計12名を雇用しており、平成22年度も引き続き継続して雇用する。

#### 1 雇用状況について

受託団体	雇用人数	活動内容等
秋田花まるっグリーン・ツ	3人	各地のイベントや農家民宿等の取材
ーリズム推進協議会		「秋田花まるっ元気通信」やポータルサイト情
		報の編集(ポータルサイトは、3月末に正式オ
		ープンする予定。)
		雇用期間:H21.9~H24.3
陽気な母さんの店友の会	1人	店長として実質的に管理運営を担当する他、
		大館市の活性化施設「NOSHO館HACHI」
		への出店に尽力。
		次年度の修学旅行等の受入計画策定を推進。
		雇用期間:H21.9~H24.3
ポルダー大潟野菜グループ	1人	直売会の広報や販路拡大のためのPR活動
		ポータルサイトへのグリーン・ツーリズム情
		報の定期的な提供。
		雇用期間:H21.9~H24.3
ナチュラルスタンスクラブ	1人	直売コーナーの管理および納品、精算業務、
		美彩館等への発送等(雇用により3店舗増加)
		雇用期間:H21.9~H24.3
(有)ねぎっこ村	1人	平成22年2月から雇用開始。
(株)小町の郷	1人	雇用期間:H22.2~H24.3
NPO法人田沢湖ふるさと	2人	人的資源の掘り起こしと受入体制の充実
ふれあい協議会		体験メニューのデータベースづくり
		地域イベントスタッフ 等
		雇用期間:H21.9~H24.3
(株)わらび座	2人	下記のとおり
7 団体 1 企業	12名	

#### 2 (株)わらび座における活動状況

雇用者に対する研修会を県が年4回開催し、グリーン・ツーリズムに関する理論や技術を習得しながら、新規事業の推進と地域活性化の戦力として活躍している。

#### (1) 新規雇用に伴う人材確保により、新たに着手した取組

ア 地ビール開発プロジェクトへの参画

100%地産地消地ビールの開発に当たり、ネットショップの企画等に従事。 三種町のNPO法人と連携し、耕作放棄地を活用した原料大麦の作付推進 (H21作付け済み 1.0ha 来年度の地ビール原料として使用する予定。)

イ みずほの里ロード沿線に体験交流型の拠点づくりを推進

農家30人、NPO法人、大仙市、JA秋田おばこ、大曲農業高等学校で構成する「みずほの里いきいきネット協議会」と連携し、体験交流の拠点づくりを推進。

#### (2) 人材確保による主体的な取組

ア 農業体験型教育学習旅行の受入業務に従事

首都圏などの10校から約1,000人の児童・生徒等が来県し、県内6市町の約200戸で農作業を体験。

#### イ 交流消費者への米の産直業務に従事

仙北市・大仙市の農家25戸を取りまとめ、農作業体験をした児童・生徒等の世帯およそ600世帯に年間15 t の米を販売。農家の新たなビジネスの芽として育っている。

#### (3) 雇用期間

平成21年9月~平成24年3月

## 5. 平成21年度における農用地の土壌汚染防止対策に関する 調査結果と今後の対策について

水田総合利用課

#### 1 調査結果

#### (1) ロット調査

県及び出荷団体(全農県本部、JA、県主食集荷組合)では、カドミウム含有米 の流通を防止するため、ロット調査 を実施した。

その結果、県が買入処理している1.0ppmを超える米は1 t、また農林水産省の自主基準である0.4ppm以上1.0ppm未満は3 7 9 t 確認された。

0.4ppm以上の含有米が昨年に比較してやや多かったのは、登熟期間中の気温がや や低めに推移し登熟が緩慢で、刈り取りまでの期間が長くなったことに加え、多照 で推移したため稲体の活力が持続し、吸収量が多くなったためと考えられる。

ロット調査…品種毎、出荷日毎、生産者毎にまとめた数量(ロット)を単位としたカドミウム濃度分析

調査年度	調査	総数	0.4ppm以上	1.0ppm未満	1.0ppm以上		
	ロット数 数量(t)		ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)	
平成21年度	38,752	88,613	180	379	1	1	
平成20年度	36,009	85,271	148	332	3	3	
平成19年度	32,829	80,430	977	2,079	19	26	
平成18年度	34,756	82,724	378	868	10	16	

#### 参考:玄米中のカドミウム濃度の基準値

- 1.0ppm以上 …食品衛生法により、食品として販売してはならない基準
- 0.4ppm以上1.0ppm未満...食品衛生法上の基準はクリアしているが、消費者の安心感 に配慮して、食用として流通させないこととしている農水省 の自主基準

#### ロット調査で1.0ppm以上が検出された地域

地 域 名	ロット数	農家数	1.0p	opm以上数量	測定結果
			(袋/30 kg)	(t)	(ppm)
八峰町峰浜	1	1	41	1.23	1.00

#### (2) カドミウム含有米の扱い

ロット調査の結果、1.0ppm以上の玄米については、全量を県が買い入れて焼却処分し、0.4ppm以上1.0ppm未満の玄米は、(社)全国米麦改良協会が買上・処分する。 なお、0.4ppm以上のカドミウム含有米は、出荷団体において厳重に隔離保管されており、市場に流通することはない。

#### 2 今後の対策

#### (1) 生產防止対策

今後とも、市町村、出荷団体と連携し、出穂期前後各3週間の湛水管理を徹底するとともに、湛水管理が困難な地区は、水稲から他作物への作付誘導を行う。

#### (2) 流通防止対策

出荷団体におけるロット調査の精度をより一層高め、調査の信頼性を担保するため、引き続きカドミウム分析精度管理研修や分析値のクロスチェックなどを行い、含有米の流通防止対策の強化を支援する。

#### (3) 恒久対策

新たな地域を特定する細密調査のデータによって、汚染地域として指定し、客土等の恒久対策を計画的に実施する。

#### 3 食品衛生法規格基準等の改正の動きと今後の対応

#### (1) 基準改正の動き

平成21年12月2日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品中のカドミウムの規格基準の一部改正案が次のとおり了承され、平成22年3月に改正告示、平成23年1月を目途に施行される予定である。

(現行の「米(玄米)について1.0ppm未満」を、「米(玄米及び精米)について ○.4ppm以下」に改正。

同時に農用地土壌汚染防止法施行令の改正も検討されており、公害防止事業の対象となる汚染地域の指定要件も改正される見込である。(現行1.0ppm 改正案0.4ppm)

#### (2) 基準改正に伴う影響

#### 含有米の取扱い

国が行っている含有米(0.4ppm以上1.0ppm未満)の買上措置は、食品衛生法規格基準の改正が施行された時点で終了する。

地域指定について

農用地土壌汚染防止法施行令の改正により、指定面積の拡大が予想される。

#### (3) 県の対応

含有米の買上継続等に関する国への要望

食品衛生法規格基準の改正が平成23年1月に施行される予定となったことから、国の買上事業が平成22年産米で終了することとなる。

国へは、含有米について国の責任のもと、新たな買上げ措置や都道府県が主体的に買入・処理する場合の支援措置の創設を要望している。

地域指定の拡大への対応

新基準値に対応した農用地土壌汚染対策計画を策定するため、新たな汚染地域を 特定するための細密調査を平成22年度から実施する。 また、今後とも客土等恒久対策を円滑に実施するとともに、低コストで環境にやさしい新たな土壌修復技術であるファイトレメディエーション(植物による土壌浄化)について、実証ほを拡大し技術の早期確立と地域における推進体制の整備を図る。